

クラウドバンク匿名組合約款

2018年11月14日改定（2018年11月21日施行） 新旧対照表

（改定箇所には下線を付しております。）

改定前	改定後
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>1.（省 略）</p> <p>2. 本匿名組員は、<u>本契約</u>に基づく権利の取得・保有については、この約款に規定する事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>第2条（定 義）</p> <p>(1)～(4)（省 略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p> <p>(5)・(6)（省 略）</p> <p>(7) 「借入希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、<u>当社が所属する企業集団が、その内以外に組成するもの（特別目的企業体を含みます。）</u>を含むものとします。</p> <p>(8) 「譲渡希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付債権（売掛債権を含みます。<u>以下同じとします。</u>）の第三者からの取得を行う場合に、当該貸付債権を本営業者としての当社に対して譲渡することを希望する者をいいます。「譲渡希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、<u>当社が所属する企業集団が、その内外に組成する者（特別目的事業体を含みます。）</u>を含むものとします。</p> <p>(9)（省 略）</p> <p>(10) 「主要な融資先に係る対象債権」とは、対象債権のうち、本営業者が当該投資ポジションにおいて<u>予め本匿名組員に対して(i)英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、(ii)その資金使途、(iii)担保、(iv)保証の有無及び(v)その他の概要を示して説明したものをいい、その債務者を「主要な融資先」といいます。</u></p> <p>(11)（省 略）</p> <p>(12) 「投資ポジション」とは、本匿名組合において当</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 本匿名組員は、<u>この約款</u>に基づく権利の取得・保有については、この約款に規定する事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>第2条（定 義）</p> <p>(1)～(4)（現行どおり）</p> <p>(5) <u>本営業者」とは、本匿名組合の営業者としての当社をいいます。</u></p> <p>(6) <u>「日本クラウド証券」とは日本クラウド証券株式会社をいいます。</u></p> <p>(7)・(8)（現行どおり）</p> <p>(9) 「借入希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券は含まれませんが、<u>当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令59号。以後の改正を含みます。以下、本約款において同様とします。）に規定する子会社および関連会社をいいます。）及び日本クラウド証券の関係会社を含むものとします。</u></p> <p>(10) 「譲渡希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付債権（売掛債権を含みます。）の第三者からの取得を行う場合に、当該貸付債権を本営業者としての当社に対して譲渡することを希望する者をいいます。「譲渡希望者」には当社及び日本クラウド証券は含まれませんが、<u>当社の関係会社及び日本クラウド証券の関係会社を含むものとします。</u></p> <p>(11)（現行どおり）</p> <p>(12) 「主要な融資先に係る対象債権」とは、対象債権のうち、本営業者が当該投資ポジションにおいて<u>あらかじめ本匿名組員に対して(i)英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、(ii)その資金使途、(iii)担保、(iv)保証の有無及び(v)その他の概要を示して説明したものをいい、その債務者を「主要な融資先」といいます。</u></p> <p>(13)（現行どおり）</p> <p>(14) 「投資ポジション」とは、<u>日本クラウド証券がその</u></p>

改定前	改定後
<p>社が<u>営業者</u>として、複数の対象債権の全部又は一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（その資金使途、担保又は保証の有無等を言いますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る<u>出資対象事業の一部</u>をいいます。</p> <p>(13) (省 略)</p> <p>(14) 「<u>日本クラウド証券</u>」とは日本クラウド証券株式会社をいいます。</p> <p>(15) (省 略)</p> <p>(16) 「<u>本営業者</u>」とは、本匿名組合の営業者としての<u>当社</u>をいいます。</p> <p>(17)～(20) (省 略)</p> <p>(21) 「<u>本匿名組合損失（投資ポジション毎）</u>」とは、各投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の損失をいいます。</p> <p>(22) 「<u>本匿名組合利益（投資ポジション毎）</u>」とは、各投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の利益をいいます。</p> <p>(23)～(25) (省 略)</p> <p>第7条（投資条件の選択）</p> <p>1. 本匿名組合員は、<u>本営業者との合意</u>により、出資の申込みを行う金額を示して、1以上の投資ポジションを選択するものとします。</p> <p>2.・3. (省 略)</p> <p>第9条（業務の遂行）</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の2分の1未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員は<u>予め</u>これを異議なく承諾するものとします。</p> <p>3. 本営業者は、お客様が選択した投資ポジションに合致する<u>借入希望者への貸付又は貸付債権の授受</u>を実現するため、他の本匿名組合（投資ポジションを共通とするものを含みますが、これに限定されません。）における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け若しくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けすることができるものとします。</p>	<p><u>募集の取扱いにあたり</u>、本匿名組合において当社を営業者として、複数の対象債権の全部又は一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（その資金使途、担保又は保証の有無等を言いますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募り、<u>本営業者が運用を行う出資対象事業の一部</u>をいいます。</p> <p>(15) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(16) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(17)～(20) (現行どおり)</p> <p>(21) 「<u>本匿名組合損失（投資ポジション毎）</u>」とは、投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の損失をいいます。</p> <p>(22) 本匿名組合利益（投資ポジション毎）」とは、投資ポジション毎に個別に計算される本匿名組合の利益をいいます。</p> <p>(23)～(25) (現行どおり)</p> <p>第7条（投資条件の選択）</p> <p>1. 本匿名組合員は、<u>日本クラウド証券を通じて</u>、出資の申込みを行う金額を示して、1以上の投資ポジションを選択して<u>出資の申込みを行う</u>ものとします。</p> <p>2.・3. (現行どおり)</p> <p>第9条（業務の遂行）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の2分の1未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員は<u>あらかじめ</u>これを異議なく承諾するものとします。</p> <p>3. 本営業者は、お客様が選択した投資ポジションに合致する対象債権の<u>取得</u>を実現するため、<u>この約款に基づく他の本匿名組合（投資ポジションを共通とするものを含みますが、これに限定されません。）又は異なる約款若しくは契約に基づく匿名組合</u>における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け若しくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けすることができるもの</p>

改定前	改定後
<p>4.～11. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 15 条 (出資金の返還)</p> <p>1. 本営業者は、第 18 条第 2 項に基づき、投資ポートフォリオの存続期間が終了した場合に、当該投資ポートフォリオ</p>	<p>とします。<u>取得した対象債権に係る損益の分配、出資金の返還その他の計算は、当該計算の基準時における、投資ポートフォリオ・匿名組合毎の当該対象債権に対する出資金の額で按分して行うものとします。</u></p> <p>4.～11. (現行どおり)</p> <p>第 9 条の 2 (任意運用型投資ポートフォリオの特則)</p> <p>1. 「任意運用型投資ポートフォリオ」とは、本匿名組合において当社が営業者として、本匿名組合員に対し、<u>主要な融資先に係る対象債権を特定せず本営業者が対象債権の取得及び処分をその裁量で任意に決定できる旨、目標金額、募集期間、運用予定期間その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募り運用を行う出資対象事業の一部をいいます。</u></p> <p>2. <u>前条第 1 項の規定にかかわらず、本営業者は、任意運用型投資ポートフォリオの運用として、当該任意運用型投資ポートフォリオの運用開始後速やかに、一又は複数の対象債権の取得を行います。また、本営業者は、いつでも、その裁量により、当該任意運用型投資ポートフォリオの存続期間中、当該任意運用型投資ポートフォリオの出資額の残余額をもって、他の一又は複数の対象債権の取得を行うことができるものとし、当該任意運用型投資ポートフォリオに出資する本匿名組合員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。</u></p> <p>3. <u>前項により本営業者が任意運用型投資ポートフォリオの運用として取得することのできる対象債権は、本営業者及び及び当社その関係会社並びに日本クラウド証券及びその関係会社を融資先とするものを含まません。</u></p> <p>4. <u>前条第 1 項の規定にかかわらず、本営業者は、任意運用型投資ポートフォリオの運用として、対象債権の全部が債務者、保証人又は担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、若しくは他の投資ポートフォリオ(任意運用型投資ポートフォリオを含みます。)によって取得される日又は当該任意運用型投資ポートフォリオの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、一又は複数の対象債権の一部若しくは全部を保有することで当該投資ポートフォリオの運用を継続するよう努めます。但し、当該投資ポートフォリオの運用期限が到来する日において一又は複数の対象債権に係る債務者、保証人又は担保提供者から返済期日までの当該対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該任意運用型投資ポートフォリオの存続期間を延長することができるものとします。</u></p> <p>第 15 条 (出資金の返還)</p> <p>1. 本営業者は、第 18 条第 2 項に基づき、投資ポートフォリオの存続期間が終了した際に、当該投資ポートフォリオに関</p>

改定前	改定後
<p>に関連する出資金の返還を行う他、その裁量により、適宜出資金の返還を行うことができるものとします。</p> <p>2. 本匿名組合員は、本契約において本業者が出資金の返還を行う義務を負担する場合を除き、いかなる場合も出資金の返還請求を行うことはできないものとします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>第 18 条 (存続期間)</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 19 条 (契約の終了)</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>3. 前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。以下、本項において同様とします。）の返還を受けていない場合、又は分配金（投資ポジション毎）の全額の分配を受けていない場合には、その全額の返還又は分配がなされるまでの間、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</p> <p>4.・5. (省 略)</p>	<p>連する出資金の返還を行う他、その裁量により、適宜出資金の返還を行うことができるものとします。</p> <p>2. 本匿名組合員は、本契約に基づき本業者が出資金の返還を行う義務を負担する場合を除き、いかなる場合も出資金の返還請求を行うことはできないものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (存続期間)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前項ただし書きの規定にかかわらず、選択された投資ポジションが任意運用型投資ポジションである場合、その存続期間が満了した時点において、当該任意運用型投資ポジションに属する一又は複数の対象債権の一部若しくは全部が残存する場合には、本業者の裁量により、これが完済され、又は処分される日まで当該任意運用型投資ポジションの存続期間は延長されるものとします。</u></p> <p>第 19 条 (契約の終了)</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項までの規定にかかわらず、本匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。以下、本項において同様とします。）の返還を受けていない場合、又は分配金（投資ポジション毎）の全額の分配を受けていない場合には、<u>本契約はその全額の返還又は分配がなされるまでの間継続するものとします。ただし、本匿名組合員は、本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為はできず、その全額の返還及び分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</u></p> <p>4.・5. (現行どおり)</p>

以上